

「自治基本条例と協働のまちづくり講演会」を開催

7月1日、町民センターで『自治基本条例と協働のまちづくり』講演会を開催しました。

講演会は町民を対象に自治基本条例について理解を深めていただく趣旨で開催したもので、講師に名寄市立大学教授白井暢明氏を迎え、80名の町民が参加しました。白井氏は名寄市自治基本条例市民懇話会の座長として策定に関わっており、自治基本条例が制定される背景や必要性、名寄市の取り組みなどをわかりやすく説明していただきました。講演の内容は次のとおりです。

◆◇講演内容要旨◇◆

●自治基本条例の必要性がでてきた背景には、「地方分権」の流れがある！

「地方自治の復権」（地方のことは地方の手で！）が求められています。

まずは、地域住民や行政、議会の「自主」「自立」への意識改革が必要です。そこで自治基本条例の必要性が出てくるのではないのでしょうか。

●まちづくりは、自分たちが生活している地域をどのようにするか、考え決めること！

まちづくりの主体は地域住民であり議会や行政と対等な立場でまちづくりにあたるのが大切です。

●まちづくりには、地域住民全体が関わっていかなくてはならない！

「税金も払っているし、選挙も投票している！」あとは、行政に任せておけばいいのでは。と思われるかもしれませんが、任せた機関がいつも完璧で正しいとは限りません。それをチェックしていくのが、地域住民や議会でもあります。まちづくりに関する情報を知り、参加する権利があります。

●自治基本条例にその町の特徴を！

名寄市は合併しましたが、そこには合併前の地域の歴史や文化、風土があります。その「地域コミュニティ」を大事にしようとする内容を条例に盛り込みました。（名寄市自治基本条例は制定前です。）

町の個性や特徴を大事に、町独自のものを作ってください！

自治基本条例に関するお問い合わせ先：総務課まちづくり推進係（TEL32-2421）

女性特有の『がん検診』が無料になりました

がん検診の受診率向上を目指して、国の補正予算により、子宮頸がん検診では平成21年4月1日現在で20歳、25歳、30歳、35歳、40歳になった方を対象に、乳がん検診では平成21年4月1日現在で40歳、45歳、50歳、55歳、60歳になった方を対象に、検診が無料で受けられることになりました。

そこで和寒町では

町の単独事業として、20歳以上の方全員が、子宮頸がん検診・乳がん検診を平成21年度に限り無料で受診できるようにしました。

対象となるがん検診：子宮頸がん検診（超音波検査・子宮体がん検査を除く）

乳がん検診

対象となる年齢：子宮頸がん検診 20歳以上

乳がん検診 20歳以上（対象年齢が引き下げられました）

期 間：平成21年4月1日～平成22年3月31日まで、おひとり年度内1回のみ
（年度内に2回以上受ける場合は、2回目以降は全額自己負担になります）

検 診 機 関：旭川がん検診センター（旭川市末広東2条6丁目）
（他の検診機関・医療機関での受診は対象となりません）

こちらの検診機会をご利用ください。

がん検診ツアー

・和寒 - 旭川間の無料送迎バスが、保健福祉センターや各地域を巡回し、胃・大腸・子宮・乳・骨粗鬆症の検診が半日で受診できます。

右の日程以外でも、旭川がん検診センターで検診を受けることができます。予約が必要となりますので、詳しくは保健福祉センター保健師までお尋ねください。

子宮がん検診では、子宮頸がん検診（細胞検査）と超音波検査がセットになっております。子宮頸がん検診は無料ですが、超音波検査は個人負担300円がかかりますので、ご了承ください。

また、子宮体がん検査は従来どおり個人負担300円となっております。

今年度、もうすでに受診された方も無料となりますので、後日個別にお知らせします。

女性特有のがんは年々増加しており、早期発見・早期治療が大切です。自分の身体を守るためにも、年に1度はがん検診を受診しましょう。

日	程
	バスの出発場所
平成21年8月18日(火)	保健福祉センター
11月16日(月)	三和・川西・保健福祉センター
12月9日(水)	大成・塩狩・保健福祉センター
平成22年1月21日(木)	保健福祉センター

■詳しくは保健福祉課保健係（TEL32-2000）まで